

## 尾張旭市買い物リハビリテーション事業公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、尾張旭市（以下「本市」という。）の買い物リハビリテーション事業を実施するに当たり、本市が実施する公募型プロポーザルに参加しようとする事業者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

### 1 実施目的

本プロポーザルは、本市が受託者に委託する「尾張旭市買い物リハビリテーション事業」（以下「本事業」という。）について、業務実施の能力等の審査を公募型プロポーザルにより行い、最も業務の遂行に適格と判断される事業者を選定するために行う。

### 2 事業者の選定方法

本市が公募による事業者から提出された企画提案書を審査し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

### 3 事業概要

#### (1) 委託事業名

尾張旭市買い物リハビリテーション事業

#### (2) 事業内容

別添「尾張旭市買い物リハビリテーション事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (3) 委託期間

委託契約締結日から令和4年4月1日から令和7年3月31日まで  
（事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。）

ただし、本市は受託者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、協議を行ったうえで、委託期間内においても契約を解除することができるものとする。なお、契約を解除した場合において、受託者に損害・損失や追加費用が生じても、本市はその賠償の責めを負わない。

ア 業務に際し不正行為があったとき。

イ 本市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。

ウ 受託者が本仕様を履行せず、又はこれらに違反したとき。

エ 本要領に明示した参加資格を満たさなくなったとき。

オ 自らの責めに帰すべき事由により受託者から契約の解除の申出があったとき。

### 4 見積限度額

令和4年度分： 1, 650, 000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

令和5年度分： 1, 650, 000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

令和6年度分： 1, 650, 000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

総額： 4, 950, 000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

## 5 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加しようとする事業者（以下「参加者」という。）は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 尾張旭市指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 「尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除措置対象法人等に該当しない者であること。
- (5) 納税義務者にあつては、国税又は地方税について滞納していない者であること。
- (6) 過去5年以内において国の機関又は他の自治体において、本業務と類似した業務形式の受託実績を有する者であること。

## 6 選定日程

業者選定日程は、次のとおりとする。

内容	日時
公募開始（市ホームページ掲載）	2月7日（月）
提案者募集期間	2月7日（月）から2月28日（月）まで
質問受付期間	2月7日（月）から2月14日（月）まで
質問回答期日	2月16日（水）
参加表明書提出期限	2月28日（月）
企画提案書等提出期限	3月7日（月）
選定結果通知	3月中旬
契約に関する協議	別途通知
契約締結	3月下旬

本プロポーザルに関する事前説明会は行わない。

書面による審査のみを実施し、プレゼンテーション審査は実施しない。

## 7 質問の受付等

質問については、次の要領で提出すること。

- (1) 質問の提出方法  
質問事項を質問書（様式7）に記入の上、下記電子メールアドレス宛てに提出すること。
- (2) 提出期限

令和4年2月14日（月）正午まで（必着）

提出期限以降に提出された質問、規定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

(3) 提出先

尾張旭市長寿課長寿支援係

電子メールアドレス choju@city.owariasahi.lg.jp

件名に「質問書：尾張旭市買い物リハビリテーション事業」と明記すること。

(4) 質問に対する回答

本市が全ての質問について質問者名を無記載として取りまとめ、参加者全員に対して、令和4年2月16日（水）午後5時15分までに電子メールにより回答する。

ただし、質問の内容によって本企画提案による業者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。また、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

## 8 提出書類の様式

- (1) 参加表明書（様式1）
- (2) 企画提案書（様式2）
- (3) 団体概要（様式3）
- (4) 事業実績（様式4）
- (5) 事業実施体制（様式5）
- (6) 予定技術者調書（様式6）
- (7) 質問書（様式7）
- (8) 辞退届（様式8）

## 9 参加表明等

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書類を次の要領で提出すること。

(1) 提出期限

参加表明書：令和4年2月28日（月）午後5時15分（必着）

その他の書類：令和4年3月7日（月）午後5時15分（必着）

提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

(2) 提出書類

提出書類は、次のとおりとする。

提出書類	提出部数等	提出期限
参加表明書（様式1）	原本1部	2月28日（月）
団体概要（様式3）	原本1部（クリップ留め） 写し7部（ホッチキス留め）	3月7日（月） 企画提案書と合わせて提出すること。
事業実績（様式4）		
事業実施体制（様式5）		
予定技術者調書（様式6）		

(3) 提出書類に関する留意事項

事業実績（様式3）は、元請として実施したものを対象とすること。

- (4) 提出場所  
尾張旭市長寿課長寿支援係
- (5) 提出方法  
持参又は郵送

## 10 企画提案

企画提案については、企画提案書を次の要領で提出すること。

- (1) 提出期限  
令和4年3月7日（月）午後5時15分（必着）  
提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。
- (2) 提出書類  
提出書類は、次のとおりとする。

提出書類	提出部数等	提出期限
企画提案書表紙（様式2）	原本1部（クリップ留め）	3月7日（月） 午後5時15分まで
企画提案書（様式任意）	写し7部（ホッチキス留め）	
見積書（様式任意）	1部（要代表者印）	

- (3) 企画提案書の記載に関する留意事項
  - ア 様式規格はA4規格の縦（A3規格の折込可）とし、提案意図を明確に伝えること。A3規格の折込を用いる場合であっても、当該資料を含めて片面10ページ以内とすること。
  - イ 図、絵、写真等の使用は可とする。
  - ウ 企画提案書の基本的な内容
    - 以下の事項についての提案を含め、事項順に記載すること。
    - (ア) 介護予防と買い物に関する考え方
    - (イ) 業務全体のプロセス
    - (ウ) 介護予防プログラムの内容と考え方
    - (エ) 介護予防プログラムの効果
    - (オ) 効果的かつ持続可能な事業のあり方、関係者間の連携について提案
    - (カ) 教室の前後で評価指標の提案
- (4) 見積書
  - ア 見積金額については、見積限度額の範囲内で、仕様書及び企画提案書に記載された、令和4年4月から令和7年3月までの全ての業務の見積額に一回あたりの単価及び内訳金額を記載すること。
  - イ 内訳金額は、人件費及びその他経費を可能な限り詳細に記載すること。
  - ウ 提出の様式は特に問わず、また枚数も自由とする。
  - エ 契約者決定に当たっては、見積書に記載された業務一回あたりの単価に当該金額の10パーセントに相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、端数額を切り捨てた額）を加算した額をもって契約単価とするので、見積者は消費

税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

- (5) 提出場所  
尾張旭市長寿課長寿支援係
- (6) 提出方法  
持参又は郵送

## 11 企画提案書の審査

### (1) 審査方法

企画提案書については、評定審査員による審査を経て、最も優れた提案を行ったと認められる参加者を契約候補者として選定する。

なお、配点は審査基準表のとおりとする。審査基準表は別紙のとおり。

### (2) 審査結果

審査結果は、参加者全員に対して速やかに書面で通知する。また、文書発送後、審査結果を本市のホームページに掲載し、公表する。

### (3) その他

審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けないものとする。

## 12 契約の締結

- (1) 企画提案書に記載された項目については、原則契約時の仕様に反映するものとするが、本業務の目的達成のために必要がある場合には、最も優れた提案を行った事業者との協議により、契約を締結する段階で項目を追加、変更及び削除する場合があります。

- (2) 参加者との協議の上、最終見積書の提出を受け、委託内容を決定して契約を締結する。ただし、最も優れた提案を行った事業者と協議が整わない場合は、次点者を契約候補者として協議を行うものとする。

- (3) 契約の締結については、「尾張旭市業務委託契約約款」に基づくものとする。

## 13 辞退

参加表明書提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は、辞退届（様式8）を事前に電話連絡の上、担当窓口へ直接持参すること。なお、辞退は自由であり、辞退したことをもっていかなる不利益な取扱いもすることはない。

## 14 その他の留意事項

- (1) 参加者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (2) 提出書類の作成等に要した費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しないものとする。
- (4) 提出された参加表明書類については、参加資格の確認以外には使用しない。

- (5) 提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は、認めないものとする。
- (6) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本市がプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提案者の承認を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 提出された提案書類等は尾張旭市情報公開条例（平成12年条例第25号）第7条に定める非公開情報（団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報など）を除き、公開の対象となる。
- (8) 本プロポーザルの公告から契約締結までの期間中、本事業及び関連事業に関する営業行為を禁止する。
- (9) 企画提案書の提出が1者のみであった場合であっても、本プロポーザルでの選定を実施する。

## 15 連絡先

尾張旭市役所長寿課長寿支援係

住 所：〒488-8666

尾張旭市東大道町原田2600-1

電 話：0561-76-8143（直通）

F A X：0561-52-3749

e-mail：choju@city.owariasahi.lg.jp